

持続可能な国民健康保険制度構築に向けた緊急要請

国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において、今般、財政基盤強化のための具体的な方策が明らかになってきたところであるが、残念ながら、被用者保険との格差縮小の効果が小幅にとどまり、将来にわたり国保の持続可能性を担保するための制度的措置については具体的に示されないなど、これまでの全国知事会の主張に照らし、不十分な内容である。

このままでは、制度見直しの前提となる財政上の構造問題の解決は困難であると言わざるを得ず、当該提案を受け入れることはできない。

このため、下記のとおり、持続可能な制度構築のための提言を行うので、国においては、これを真摯に受け止め、その実現に向けて、改めて地方と十分に協議するよう強く要請する。

なお、当該提言に係る措置が確実に講じられない場合、知事会は、今回の国保制度の改革に応じられないことを申し添える。

記

1 財政上の構造問題の解決の方策について

国は、既に方針が決定済みの 1,700 億円の保険者支援制度の拡充と後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入した場合に生じる国費の優先活用によって、国保の財政基盤を強化し、構造問題の解決を図るとしている。

しかしながら、知事会は、高齢化に伴い今後も医療費が増嵩していく中で、国保を持続可能な制度とするためには、現在の約 3,500 億円の法定外繰入の解消にとどまらず、被用者保険と比べて極めて重い保険料負担率を可能な限り引き下げて、国民の保険料負担の平準化を図るような、抜本的な財政基盤強化を図る必要があると主張してきた。

また、今後増嵩する医療費に対して、被保険者に過度な負担を負わせることなく、将来にわたり国保の持続可能性を担保するための制度的措置を講ずるよう求めてきた。

厳しい財政状況が続く中で、今般の改革において必要な財源の全てを直ちに確保することが困難であるとしても、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、継続して取組を進めていくことが不可欠であると考えている。

このため、国は、次により、国保運営に関する責任と将来にわたる取組の道筋を明確にすること。

- ① 保険者支援制度の拡充 1,700 億円は、平成 27 年度当初から実施すること。
- ② 後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入した場合に生じる国費は、今後増額する分も含めて、将来にわたり国保に優先活用すること。
- ③ 財政基盤強化策の効果等国保の運営状況について不断の検証を行いながら、国が将来にわたり責任をもって、医療費の増嵩に対応した都道府県への財政支援や平準化に向けて保険料負担の軽減を行うことを法律へ明記する等、持続可能な制度確立と国民の保険料負担の平準化に向けた国の取組を制度上明示し、保証すること。
- ④ 将来にわたる具体的な国費投入の方策や規模については、引き続き地方と十分協

議を行った上で、様々な方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。また、そのために必要な国費については、国が責任をもって安定した財源を確保すること。

なお、上記協議においては、今回国が提案した方策の定期的な検証を通じて改善等を図ることはもとより、子育て支援の観点からの子どもに係る保険料（均等割）の軽減や、地方の自主的な取組を阻害している地方単独事業に係る国庫負担金の減額措置の廃止等、国保基盤強化協議会で都道府県が提案した方策の実施に向けて真摯に検討すること。

2 都道府県と市町村の役割分担のあり方について

資格管理・保険給付について、住民の基本情報を把握している市町村が保険料の賦課・徴収、保健事業と一体的に担うとされていることについては、持続可能な制度の確立に資するものとして評価する。引き続き、市町村の理解を得られるよう、丁寧に説明するとともに、都道府県の財政運営の下、効率的な事業運営が図られるよう十分協議すること。

なお、財政運営に関する都道府県の役割として、都道府県内保険料の平準化を目指す観点から、市町村が保険料率を定める際に必要となる事項の標準設定に加えて、市町村ごとの「標準保険料率」を示すとしていることについては、市町村が保険料率を決定するに当たっての主体性を損ねることのないよう、そのあり方について引き続き地方と十分に協議すること。

平成 27 年 1 月 8 日
全 国 知 事 会